

令和 8 年度 森林・林業の魅力発信事業 委託仕様書

1 事業名

令和 8 年度 森林・林業の魅力発信事業

2 事業目的

東三河地域※₁において、2021 年 12 月に東三河ビジョン協議会※₂が策定した「東三河振興ビジョン 2030」を推進していくにあたり、広域的課題への対応を強化するため、2024 年度から重点プロジェクト「東三河森林ルネッサンスプロジェクト」を実施している。

重点プロジェクトの実施にあたり、森林・林業の魅力や森林・林業に関わる人々の活動等を発信することにより、担い手確保等の関係人口の創出及び移住の促進を図ることを目的とする。

※₁ 東三河地域とは、愛知県東部の 8 市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村）で構成される地域。

※₂ 東三河ビジョン協議会とは、東三河の地域づくりの主体となる市町村、広域連合、民間組織及び愛知県が一体となって東三河振興に取り組むため、各地域振興施策について協議を行う場。

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4 事業内容

「2 事業目的」を踏まえ、以下の内容を実施すること。

なお、「令和 8 年度 東三河振興ビジョン 2030 重点プロジェクトにおける森林サービス産業創出調査業務」及び「令和 8 年度 東三河振興ビジョン 2030 重点プロジェクトにおける森林・林業の魅力伝道事業」受託事業者と連携し、効果的に事業を実施すること。

広報媒体を活用した情報発信

- (1) 広報媒体へ森林・林業の魅力や森林・林業に関わる人々の活動等に関する記事または広告を掲載し、情報発信を行う。
- (2) ターゲットは主にアウトドアに関心のあるファミリー層を想定する。
- (3) 掲載する広報媒体及び具体的な内容は受注者が提案すること。
- (4) 田口高校に関する取組を必ず取材すること。
- (5) 掲載する記事は受注者で作成し、掲載前に発注者の了解を得ること。

5 成果物

- (1) 広報媒体へ掲載した記事または広告
紙媒体及び電子データ一式を CD - R 等に入れて提出すること
- (2) その他、県が指示したもの

6 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、具体的な方法や内容は、提案事項をもとに県と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 契約期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（県との連絡調整担当者）を置くこと。
- (3) 業務の実施時期については、事業効果が高まるよう、県と十分に協議すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (5) 業務の進捗状況については、随時、県に報告するとともに指示を受けること。
- (6) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (7) 本業務により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (8) 本業務の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (9) 本業務で使用する写真等については、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している写真等については、その権利の取り扱いについて、県と調整して、受託事業者において著作権者の了解を得ること。
- (10) 著しい経済情勢の変動等により、本事業の一部または全部の実施が困難となったとき、その準備行為を含めた本事業に要した費用の実支出額と契約金額のいずれか低い額を県が受託者に支払うべき額とする。
- (11) 契約終了後、5年間は本業務に関連する書類を保管すること。
- (12) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ決定するものとする。